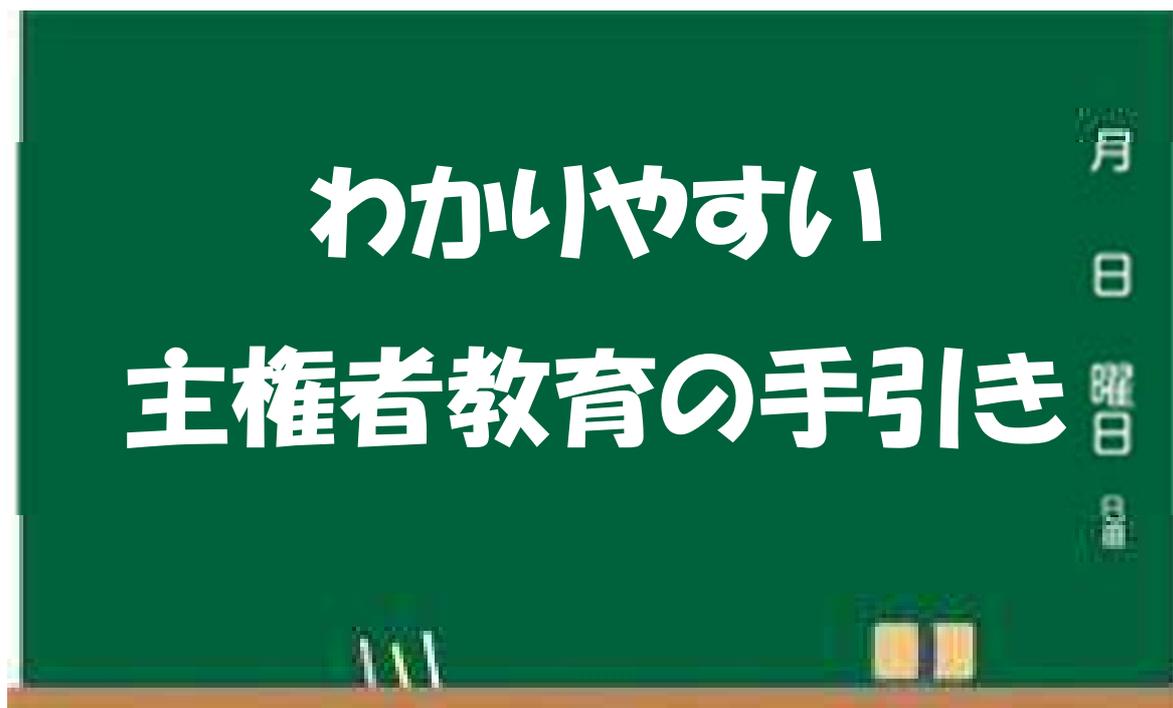


身近な地域で ともに暮らせる

新しい社会に向けて



知的・発達障がい者のための
主権者教育の手引き制作委員会

①主権者とは

➤ 「主権者」とは、誰なのでしょう。

そもそも「主権」とは、「国を統治する権力」のことです。「国を統治する権力」というのは、社会秩序を維持するために法律を定め（立法権）、定められた法律を執行し（行政権）、法に基づいて争いごとを解決する（司法権）といった権力のことです。そして日本は、日本国憲法の三大原理「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」にあるように、主権が国民にあるとする「国民主権」の国です。

「国民主権＝国民が統治権を持っていること」になりますので、「主権者＝統治権を持っている人」ということです。

国民に主権があるということは、国民（有権者）による選挙によって選ばれた国会議員が法律を定め、裁判官等の公務員が権力を行使するにあたっては、その前提には国民がいるということになります。つまり、権力を行使するものは、国民のことを意識し、国民のために権力行使をする必要があります。権力者が好き勝手に国民の権利や自由を侵害してはいけない、ということです。権力の濫用が防止され、国民の自由が保障されやすくなるということを踏まえると、国民主権の目的は、国民の基本的人権の保障、個人の尊重のためにあると言えます。

また、日本においては、国や地方自治体の政治は、主権者である国民の代表者によって行われます。その代表者を選ぶのが選挙です。代表者である議員がとんでもない法律・条例をつくった場合や、誤った権力行使をした場合には、国民が次の選挙で、落選させることもできます。だからこそ選挙は、主権者として重要な選択をすることになるのです。

選挙で投票する人とはいえ、単に、好きな食べ物をメニューから選ぶだけでは不十分とも言えます。それではむしろ、「統治されやすい主権者」になってしまいます。そうではなく、自分たちの代表者としてふさわしい人を選び、また、現職の議員が代表者としてふさわしくないと言うのであれば、選挙でやめさせることもあります。

このように考えますと、選挙で投票する人＝統治権を持っている人＝主権者、と言えますので、主権者は大きな権利を持っているとともに、主権者としての責任も大きいと言えます。だからこそ、主権者は、自分のことだけを考えるのではなく、社会（世の中）に直接関わり、社会を変える方法を知り、友人や仲間と連帯できる力を持つとともに、社会（世の中）とつながることが大事になります。

②選んでみよう

● 指導案

この内容は、わかりやすくやさしい内容になっていますので、小学部で応用していただくことが可能です。

- ・ 単元名 「自分で選ぶ ― 中学部段階での主権者教育 ―」
- ・ 対象 特別支援学校（知的障がい） 中学部生徒
- ・ 教育課程上の位置付け 総合的な学習の時間、生活単元学習
- ・ 内容（展開） 50分設定

<p><u>ねらい</u></p> <p>・ 模擬投票を通して、「自分で選ぶ」「多数決で決まる」しくみを体験する。</p>	<p><u>準備するもの</u></p> <p>・ 投票用紙（立候補者の顔写真と氏名、料理の写真、選択欄）</p> <p>・ 投票箱と投票記載台（可能であれば実物が良い）</p> <p>・ 選挙人名簿 ・ パソコン</p> <p>・ プロジェクター ・ スクリーン</p>
---	--

時 間	内 容	留 意 点
導入 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挨拶、選挙管理委員会の方の紹介 ・ 本時の流れの説明 ・ 本時のテーマの説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚支援の必要な生徒が多いので、パワーポイント資料を大きく映して説明する。(中学部の生徒に一番わかりやすいのは、給食のメニューを決めるための投票) ・ テーマを示すことで、生徒のやるべきことがわかり、モチベーションも上がる。
展開① (15分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立候補者による立会演説 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立候補者はパワーポイント資料を大きく映して、料理についての主張をする。
展開② (20分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投票時のルールについての説明  <ul style="list-style-type: none"> ・ 学年ごとに3か所に分かれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ルールを大きく映して、生徒に最低限守るべきことを簡潔に伝える。 <p>【ルール】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① (名前を呼ばれたら) 返事をする ② (投票が終わるまで) 静かにする ③ (投票用紙には) ○を一つだけ ④ (投票用紙は) 人に見せない

	<ul style="list-style-type: none"> 投票  <p>【投票用紙】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 代表の教師は投票記載台近くで、選挙人名簿に従って生徒の名前を呼ぶ。 <p>【生徒の行動】</p> <ol style="list-style-type: none"> 名前を呼ばれた生徒は返事をする。(=本人確認) 投票用紙を受け取り、投票記載台に進む。 投票用紙の立候補者の選択欄に○印をつける。 投票用紙を半分に折って投票箱に入れる。
<p>まとめ (10分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最初の並び方に戻る。 開票作業  <ul style="list-style-type: none"> 結果発表 まとめ、振り返り 選挙管理委員会の方への謝辞、挨拶 	<ul style="list-style-type: none"> 開票作業は選挙管理委員会の方にお問い合わせするとよい。 誰が一番多く得票したか、生徒が見てわかる形で示す。 <p>【校内掲示】</p>  <ul style="list-style-type: none"> 一番多く得票した人の主張した料理が翌月の給食で出ることや、模擬投票の結果を校内に掲示することなども伝える。

● 中学部での実際の授業の様子

2. 授業編「②選んでみよう」(P10)で紹介した内容をもとに、実際に特別支援学校(知的障がい) 中学部で実施した授業風景です。



- ① 点呼(今日は主権者教育のお勉強をします。)
- ② 参加者の確認をします
- ③ 今日のプログラムの説明。「自分で決める！」
- ④ 何を決める?給食のメニューを決める!決めるのは2つ、デザートとメインのお料理です。



※2回続ける投票が有効。
投票記載台と投票箱までの動線の短さがカギ!



- ⑤ ルールを守る
呼ばれたら返事をする。
口を閉じる(おしゃべりをしない)。
どちらかを選ぶ(自分で決める)。
人に見せない(内緒にする)。



- ⑥ 正しい動作の確認。正しい見本を見せて、やってはいけないことを教える。
- ⑦ 人に見せてはいけません。
(←内緒にしている場面)
- ⑧ おしゃべりしない。口は閉じる。



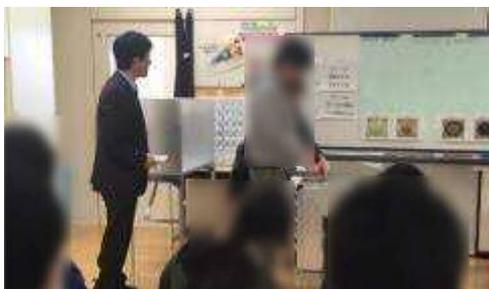
- ⑨ どちらか選ぶ。どっちがいいかな？
- ⑩ 自分で選んで決める。



- ⑪ 投票記載台の説明。



- ⑫ 名前を呼ばれる。⇒ 返事をする。
- ⑬ 教師は事務従事者役。



- ⑭ 実際に選んで、決めて、投票箱に入れる。
動いてみて動作の確認。



- ⑮投票前の準備
 - ★ 本物の投票箱を使用しています！
 - (市の選挙管理委員会の職員にお手伝いしてもらいます。)



鍵が掛かっています。投票前に投票箱を点検します。

(←空っぽですね)

※本番では、一番に投票所へ来た方に点検する権利が与えられます。

※コラム参照



⑩生徒投票

⑪開票

★ 開票します。

みんなの想いが入っています！



★ 開票作業を手伝ってもらい、ボードに貼付けます。

★ 開票して「りんご」と「みかん」を貼付けてみました。どっちが多いですか？
数が多い方が勝ち！

「多数決」と言います。



★ 同じようにして、メインの料理も開票しました。貼付けたら「ラーメン」が多かったですね！



★ もう一度振り返り、確認。

投票の結果、デザートは「りんご」、料理は「ラーメン」に決まりました。

皆が選んだものは、〇月の給食になります。
お楽しみに！

【内容のレベルアップ】

- ・好きな食べ物をあげてもらおう。好みはそれぞれであることを知る。
- ・選ぶ対象を「物から人物へ」レベルを上げる事例。同じ食べ物の選択であっても、その「食べ物を推薦する《人》」を選ぶことで政策の意味を教えることができる。

また、同じものが好きな人のグループを作ることで、政党をやさしく教えることができる。

【選択のレベルアップ】

今回の授業では2択で実施したが、「どちらでもよい」「選べない」を加えると「白票」となる。※コラム参照

【討論を加える】

- ・仲間を作ろう！同じものを選んだ仲間でグループを作り、好きな理由を話し合う。さらに相手のグループの話聞く。
- ✓ 相手の考えを聞き、自分の考えと比較して、違いを理解する。
話を聞いて考えが変わることもある。自分の選択した理由をアピールする。
- ・自分と同じ考えや選択の人を応援してみる。

【代理投票】

- ・投票所で支援できることと、その限界を知る。
- ・家庭でできることを教える。※コラム参照

【投票の表記】

- ・○×の記載はない。
- ・記入はひらがなでもカタカナでも可。
- ・写真で選ぶやり方も、代理投票で投票するのであれば、まったく問題ない。

【模擬投票の注意点】

- ・開票の結果、同数時の対応（くじの準備）※コラム参照



選挙の意味を生徒に教えるのは簡単ではなく、工夫が必要です。次の「③選挙ってなに？」と「④選挙のしくみ」は、わかりやすい解説の一例として、捉えていただければと思います。



③選挙って何？

➤ 自分たちで全部は決められない

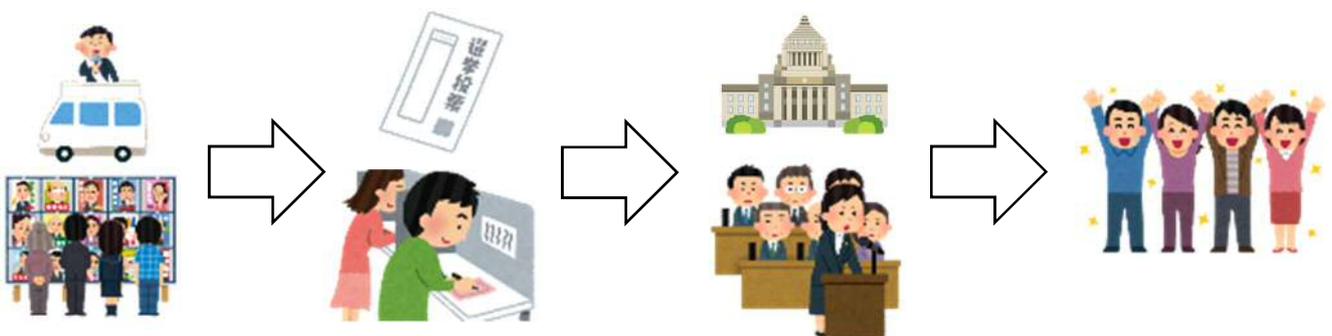
自分の暮らしに関わることは全て自分で決めたい。そう思う人もいるかもしれません。自分で決めることができれば、自分にとって一番便利な形にできます。

自分の家の前にバス停を置きたい、市役所は自分の家の近くにあるといい、税金を安くしたい、こういう希望を持っている人にとっては、これらのことを実現できるとうれしいです。

でも、全て自分の思いだけで決めてしまうことはできません。こういうテーマは他の人にもかかわりますし、他の人が別の考えを持っているかもしれません。それに、全てのことを考える余裕はないです。学校や仕事があったら、それだけでも忙しいです。

みんなに関わることをじっくり考えてくれる人がいると助かります。それが、市議会議員や市長、国会議員といった人たちです。そういう自分たちの代表を選ぶのが選挙なのです。

議員や市長になりたい人は、「私はこんなことを実現したい！」という思いをもって、選挙に立候補します。いろんな思いをもった立候補者の中から、私たちは「この人に議員（あるいは市長など）になってほしい」と思う人に、自分の判断で票を入れます。そして、多くの票をとった人が議員や市長に選ばれます。議員や市長は、私たちの代わりに議会という集まりで話し合いをし、私たちの思いを実現しようと努力していくのです。



➤ だれが投票できるの？

日本国民で18歳以上であれば、投票できます。昔は、投票できるのが男性だけで、そのうえ、税金をある程度納めていないと投票できませんでした。年齢も25歳以上という制限がありました。それが、1945年からは20歳以上の全ての男女が投票できるようになり、2016年に「20歳以上」から「18歳以上」へと年齢制限が引き下げられました。投票できる人の割合はどんどん高まってきた歴史があります。

18歳以上の人には、ひとりに一票が与えられます。その一票は他の人の一票と同じ価値があります。お金持ちの人の一票のほうが強い力を持っているとか、年上の人の一票のほうがすごいとかいうことはありません。皆同じです。

選挙でだれに投票したかは、他の人に知られることはありません。秘密は守られます。

➤ 政治のしくみ

身近な政治の場としては、市議会や東京都議会があります。どちらも私たちの代わりに話し合いをする議員で成り立っています。基本的に4年に1回、新しい議員を選ぶための選挙があります。また、市では市長、都では都知事という代表者を選ぶ選挙もあります。この選挙も基本的に4年に1回です。

市や都の議会は地域の様々な課題を扱っています。子育てやお年寄りの支援、災害に強いまちづくりなど、私たちの暮らしに直接関わるテーマが多いです。多くの課題の中から、「どれが特に大事か」「どれぐらいしっかり取り組むか」等を考えながら、議員と市長・都知事が議会で議論をして、やるべきことを決めています。

国全体のことを話し合う議会もあります。国会と呼ばれる衆議院と参議院です。国会では国全体にとって大切なテーマについて話し合っています。例えば、物を買ったときに支払う消費税を上げたほうがいいのか、という議論をしているのは国会です。それに、アメリカや中国といった外国との付き合い方をどうするかといった、いわゆる外交や、国を守る防衛も国会の大事なテーマです。

衆議院の議員を選ぶ選挙は基本的に4年に1回で、参議院の議員は3年に1回の選挙で半分ずつ選び直します。

内閣総理大臣は国会議員の中から選ばれるので、私たちは直接選びません。

一定の年齢になれば、私たち自身も議員や市長などを目指して、選挙に出ることができます。市議会議員や市長には25歳から、東京都知事には30歳から立候補できます。

④選挙のしくみ

▶ 投票日までの流れ

選挙は「公示」または「告示」の日からスタートします。この日に投票日が正式に発表され、立候補したい人は手続きを行います。市長や市議会議員の選挙の場合は、投票日から数えて1週間前までに、この「告示」があります。この日から投票日の前日まで、「〇〇候補にぜひ一票を！」などとお願ひする選挙運動を行うことができます。

▶ 投票したい人をどうやって選ぶ？

選挙があるときには、自分が投票したい立候補者を選ぶための情報がいくつもあります。

立候補者の演説会がその一つです。演説会では立候補者が、自分が大事にしているテーマや、実現したいこと等を直接訴えます。演説会の会場に行けば、生で聞くことができますので、その立候補者の話し方や表情、声などからも、自分にとって投票したい立候補者かどうかを判断できます。まちなかで、立候補者が演説する様子を見る機会もあります。

また、政見放送もあります。これは国会議員と都知事の選挙などで行われています。立候補者がテレビやラジオを通じて自分の考えを語ります。一方的に話すだけでなく、立候補者が別の人と語り合うスタイルもあって、立候補者は主張がわかりやすくなるように工夫しています。

投票日の前までに家に届けられる選挙公報も参考になります。立候補者それぞれの名前や顔写真だけでなく、これまで何をしてきたかや、やりたい政策が書き込まれています。「災害に負けないまちにします」や「安心できる年金にします」、「子育てをサポートします」といった言葉が並び、それぞれの立候補者が大切にしている考えを比べながら理解することができます。この選挙公報を点字にしたり、声で読み上げたりした「選挙のお知らせ」が配られる選挙も多くあります。

立候補者はウェブサイトなどでも選挙運動ができますので、インターネットで調べると、自分の好きな立候補者を探すうえで参考になる情報が見つかるかもしれません。また、テレビや新聞のニュースも重要な情報源になります。

立候補者がやりたい政策や政治についての言葉の中には難しいものも多いので、選挙公報を読んだり、テレビを見たりしても、理解しづらいことがあると思います。狛江市では、市議会議員選挙のときに、知的障がいのある人でもわかりやすい選挙広報誌が作られています。また、立候補予定者にわかりやすい言葉で演説してもらう取り組みも行われてきました。これから選挙情報がもっとわかりやすくなっていくことが大切です。

▶ 投票用紙にはなにを書く？

選挙があると、市や町は投票する権利がある人に、投票所の入場券を送ります。投票に行くときには、その入場券を持って行くと、スムーズに投票できます。入場券を忘れても、投票はできますので、安心してください。

受け付けが終わると、投票用紙という小さな紙をもらえますので、自分が良いと思った立候補者の名前をその紙に書いてください。自分が選んだ人であれば、誰でも大丈夫です。漢字が難しい場合には、ひらがなやカタカタで書くことも可能です。書き終えたら、その紙を投票箱に入れて終わりです。

参議院と衆議院という国の選挙では、立候補者の名前を書かない場合もありますので、注意が必要です。

政治家は考え方が同じだったり、似ていたりする人たちでグループをつくっていて、そのグループを政党と呼びます。聞いたことのある政党の名前もあると思います。国の選挙では、立候補者の名前ではなく、政党の名前を書く投票もあるのです。投票に行く前に、それぞれの政党がどのような考え方をしているか調べておくと、選びやすいですね。

▶ 投票が難しいとき

投票日に仕事や用事があるって、投票に行けない人は、投票日の前に投票を済ませることもできます。このしくみを「期日前投票」と言います。期日前投票の方が、投票所が空いていることが多いので、落ち着いて投票できるかもしれません。病気やけがなどで、投票用紙に自分で字を書けない場合には、投票所の係の人が代わりに記入してくれます。「代理投票をお願いします」と書いたメモを事前に用意しておくと、安心ですね。また、点字での投票もできるようになっています。

投票所にて、係員に「代理投票希望」と言うか、事前に準備した「代理投票希望」と書かれたメモ等を提示することにより、投票用紙への記入を係員が行います。

投票記載台では、氏名等掲示に記載されている立候補者等を指差しするか、予め投票したい立候補者名等を記載したメモを係員に提示することによりスムーズに投票することができます。

その他、投票所にてお困り事がある場合は、お気軽に係員にお声掛けください。



⑤模擬投票

● 指導案

- ・ 単元名 「実際の投票を疑似体験しよう
— 高等部段階での主権者教育—」
- ・ 対 象 特別支援学校（知的障がい）高等部生徒
- ・ 教育課程上の位置付け 社会科または総合的な学習の時間、生活単元学習
- ・ 内容（展開） 50分設定

<u>ねらい</u>	<u>準備するもの</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有権者としての意識を芽生えさせる。 ・ 選挙の具体的な仕組みを学習する。 ・ 投票の方法とルールを学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投票用紙 ・ 投票箱 ・ 投票記載台（可能であれば実物が良い） ・ 生徒会選挙等を行う場合は、ポスター等

時間	指導内容	留意点
導入 (7分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挨拶 ・ 本時の流れの説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚的な支援が有効な実態の児童・生徒が多い場合、学習の流れの説明は板書またはスライド等でわかりやすく伝える。
展開① (15分)	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙の仕組みを知ろう ・ 選挙の基本的な仕組みを伝える。 ・ 投票所での流れを理解させる。 ・ 合理的配慮についてわかりやすく伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかりやすく、簡潔に伝えるために、選挙管理委員会などからDVDを借りるなどして、視覚的に提示する。 <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒の集中力の持続時間によって、説明の時間を工夫する。(15分以上は集中力の維持が難しいことがある。)
展開② (23分)	<ul style="list-style-type: none"> ○実際に投票してみよう ①生徒会選挙 立候補者紹介（VTR）を流す。 ②一人目の投票者に、投票箱に何も入っていないことを確認してもらい、署名をもらう。 ③順番に投票を行う。合理的配慮の提供を必要とする生徒は、スタッフ役に扮した教師がサポートを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設定が生徒会選挙である場合、投票の直前に立候補者紹介を上映した方が投票しやすい。 ・ 可能であれば、選挙管理委員会など、実際の選挙に携わっている方に手伝ってもらえると、実際の選挙の雰囲気を感じることができる。 ・ 合理的配慮の提供を求める方法を重点的に伝える。実際に繰り返し行うことで、実際の場面でも支援を求めることができる力を付ける。

	<p>④10 人目の投票終了後、開票の場面を実際にやってみせる。</p> 	<p>・開票作業を見せることで、公正に開票されていることを理解できるようにする。</p>
<p>まとめ (5分)</p>	<p>○振り返ろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「授業振り返りチェックリスト」に記入させる。 ・代表で3名程度指名し、発表させる。 ・まとめの話をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の反応や表情だけではなく、チェックリストを用いて、全員の評価を行う。 ・頑張ったこと、今後の課題をわかりやすく伝えて今後につなげる。

合理的配慮の提供を求める際、市区町村によってサポートの仕方は異なりますが、自分が具体的に「どのような困難さ」があるのかを理解し、「どのような支援が必要」なのかを理解していることが必要です。

他の教科を含め、教育活動全体をとおして「自己理解の力」を育むことが重要です。

